

# 町田法人会報

MACHIDA

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>

89

2006.9



shadan hojin  
MACHIDA HOJINKAI



# 第26回 通常総会 全議案が原案どおり 承認される

## 社会貢献事業が 公益法人として重要な柱に

第26回通常総会  
は、去る5月23日  
ラポール千寿園に

において、多数の会  
員の出席と来賓各  
位のご臨席を得  
て、議長八木会長

のもと、村松総務副委員長の司会、そ  
して大川・木目田両総務副委員長の  
議案説明により滞りなく執り行わ  
れ、すべての議案が原案どおり可決・  
承認されました。

議案の審議に先立ち挨拶の中で八  
木会長は、税務署をはじめ都税事務  
所・商工会議所・税理士会の幹部の  
方々のご臨席に厚くお礼を申し上  
げ、更に福利厚生制度受託会社の支  
社長・支店長そして多数の推進員の  
方々に対し、平素のご奮闘に敬意を  
表するとともに、制度推進の実績が  
上位にランクされていることに改め  
て感謝を申し上げられ、更に次のよ  
うに挨拶されました。

●息の長い社会貢献活動が  
高く評価されたと報告  
●八木会長挨拶要旨

ご高承のとおり町田法人会は、東  
京国税局長の許可を受けた公益法人  
であり、平素（健全な経営・正しい  
納税・そして社会貢献）を主要なテー  
マに活動している団体で全国では115  
万社という大きな組織であります。

近年は各法人会とも社会貢献活動  
に一層力を注いでおり、町田法人会  
も平成14年度に町田市に寄贈した石  
造彫刻モニュメント周辺の都道・原  
町田大通りについて、東京都との協  
定のもと道路美化活動を推進して既  
に4年目に入っております。

このことについて、去る3月2日  
中野サンプラザにおいて開催された  
東法連主催の研修会におきまして、  
当会の守屋専務理事が事例発表をす  
る機会を得、この事業が改めて各単  
位会の方々に広く周知されました。  
ほかに、租税教育をはじめ福祉バ  
ザー、チャリティーゴルフ大会等を

# 平成17年度の収支 (抜粋)

## ●収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額
基本財産運用収入	600	1,000
会費収入	36,200,000	36,781,300
特別会費収入	3,110,000	2,746,000
事業収入	8,852,000	9,585,154
補助金収入	4,996,300	5,026,800
推進費収入	8,018,200	8,029,200
雑収入	1,329,600	1,547,613
繰入金収入	353,399	1,235,856
当期収入合計(A)	62,860,099	64,952,923
前期繰越収支差額	6,859,387	6,859,387
収入合計(B)	69,719,486	71,812,310

## ●支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額
事業費	35,184,000	31,491,483
会議費	2,570,000	2,084,353
管理費	27,610,000	27,247,556
法人税等引当繰入	350,000	360,700
特定預金支出	2,000,000	2,000,000
繰入金支出	353,399	1,235,856
予備費	1,652,087	0
当期支出合計(C)	69,719,486	64,419,948
当期収支差額A(C)	△ 6,859,387	532,975
次期繰越収支差額B(C)	0	7,392,362

実施し、その収益金は社会貢献事業に活用いたしております。この社会貢献活動は法人会が今後も公益法人として活動を続けていく中でますます重要な事業になるものと考えております。

このように、私どもは様々な活動を通じて法人会の目的及び事業に賛同される方々と共にこれからも健全な納税者の団体として、税務知識の普及に努めると共に税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の

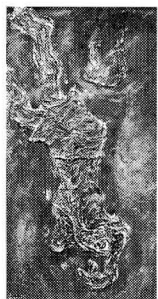
健全な発展に貢献して参りたいと存じます。会員の皆様には引き続きご理解とご支援をお願い申し上げます。

本日はこの総会のあと懇親会を予定しております。皆様の交流の場としてどうぞごゆっくりご歓談頂きますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位のご事業のご発展とご参会の皆様のご健勝を心から祈念申し上げます私の挨拶と致します。

### 表紙の言葉

## 散華の賦(ニューギニア)部分 三橋 國民



1690×880mm

解説／今年も61回目の8月15日がやってくる。兵士だった若者たちは、ただ国のためとだけ信じ南溟の地で土くれと化していった。死屍累々、あの薄暗い密林での凄惨な風景は決して忘れられない。この絵は、被弾して倒れた当時の、私自身を重ね合わせて制作した。

contents	<b>町田法人会報第89号●目次</b>	
	第26回通常総会	2
	和氣(前)町田税務署長の記念講演	
	町田税務署異動のお知らせ	8
	地区会のイベント	10
	部会便り	13
	委員会の活動	18
	東法連ビデオライブラリーの紹介	22
	会員・俳句の集い	23
	平成18年度法人税関係法令の改正の概要	24
	町田税務署からのお知らせ	
	ハローワークから労働保険のお知らせ・編集後記	26

# 第26回 通常総会

## May 23, 2006



### 平成18年度の事業計画・予算の概要

#### 公益法人制度改革に伴い法人会を取り巻く環境も大きく変わる

公益法人制度改革に伴い、平成18年度から新会計基準を導入しました。今後は事業内容を精査し公益事業割合を高め、「公益社団法人」の認定を目指すこととなります。

左の円グラフは平成18年度の予算を項目別にまとめたものです。予算の

総額は6905万円。前年対比で67万円の減額に止まりました。

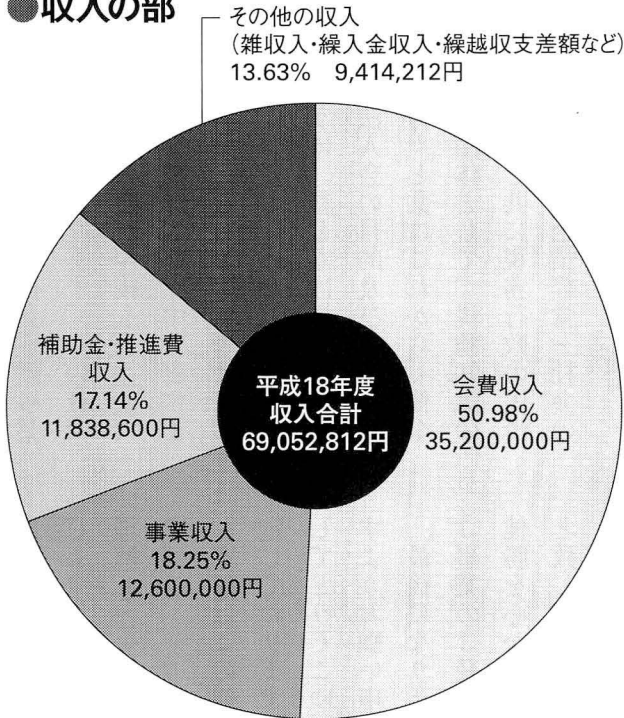
会員数の減少に伴う会費収入は100万円を減額しましたが、その他の収入に大きな修正はなく、事業費で57万円、会議費から46万を削減し収支のバランスをとりました。

本部で実施される講習会のほか、地区会や部会が企画する交流事業などは、会員の皆様に直接お届けするご案内のほか、法人会のホームページにも掲載されますのでぜひご利用下さい。

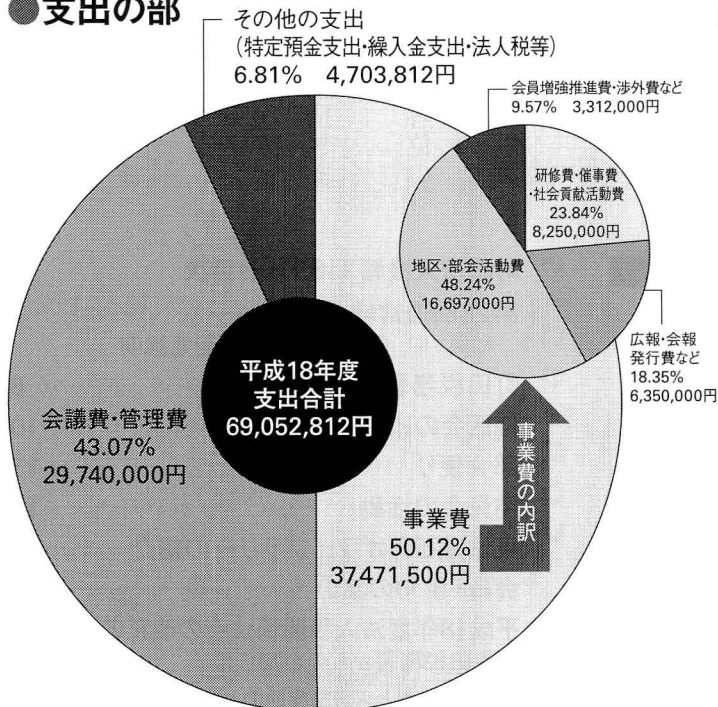
町田法人会ホームページ

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>

#### ●収入の部



#### ●支出の部



# 組織強化功績表彰

平成17年度中に会員増強に尽力された46名を代表して原雄三氏に感謝状と記念品が贈呈されました。

## 平成17年度 組織強化功績表彰者名簿

- 足立 輝年 (株)足立石油
- 荒江 秀敏 荒江紙器(株)
- 池田 博 (有)池田工務店
- 石川 一郎 (有)石川工務店
- 磯野 利彦 (有)磯野商会
- 志水 英宜 (株)イツミ建築設計事務所
- 大野 健一 (株)インテリアオオノ
- 内田 孝 (株)ウチダ
- 大川 敏行 大川自動車硝子(株)
- 井上 忠雄 (有)扇屋
- 押田 光男 (有)押田産業
- 川島 捷徳 (有)川田屋
- 原 雄三 (有)京南
- 植木 一弘 (株)弘文堂
- 近藤 正士 (株)近藤油店

- 野口 喜昭 (有)五月建築設計事務所
- 澤井 義晴 (株)澤井
- 木目田賢市 (有)サンシナイ
- 相馬宇佐衛 (株)三和
- 関 雅也 (有)新世紀
- 鈴木 賢一 (有)鈴木造花店
- 関谷 昌司 (有)セキヤスポーツ



会員増強に活躍された皆さんに感謝。感謝状は代表で原雄三氏へ贈られました。

- 岩崎 正 千寿産業(株)
- 村松 稠敏 (有)煎茶屋
- 近藤 正孝 (有)大黒屋
- 小川 泰司 (有)泰尚
- 中谷 成人 大日電機工業(株)
- 牧野 正 (株)タウンツーリスト
- 田中 利明 (株)田中食器厨房
- 堤 嘉彦 (株)堤ビル
- 中里 幹夫 中里企画(株)
- 中島 祐治 (株)中島工務店
- 西山 重基 西山開発(株)
- 池田 信治 (株)西山不動産部
- 畠山 初美 (有)畠山印刷社
- 林 昭平 (有)林商店
- 平田 哲弘 (有)平田薬品
- 三橋 信介 (株)宝永堂
- 東條 実 (株)マツヤマ
- 八木 祥寿 (株)マルカワ
- 松浦 正行 (株)丸工務店
- 生田 昌利 (有)丸昌商店
- 村田 久 (有)村田事務所
- 村野 豊明 (有)村野製作所
- 山口 謙二 (株)山美興産
- 細野 敏雄 (有)和多屋

May 23, 2006

# 法人町田法



## 記念講演

# 税務署長の 独り言

国税の職場の  
現在・過去・未来

和氣(前)町田税務署長

去る5月23日に開催された町田法人会第26回通常総会で、記念講演として和氣前町田税務署長にご講演をお願いしました。

## 講演要旨

### 過去の税務行政の変遷から、 国税の未来図

明治29年、税務署制度が確立されました。当時、全国に520の税務署がありました。昭和24年には全国497署

で国税庁がスタートしました。現在は524署あり、町田は507番目の税務署です。

終戦直後はインフレが激しく、1年後には貨幣価値が半減してしまいました。「早く税を徴収しなければー!」「滞納を許すわけにはいかない!」という状況で徴収に重点がおかれていました。職員数も膨大な滞納整理のため、昭和23年当時で7万4千人の人手が要りました。翌24年に6万1千人に減り、現在は5万6

千人です。国家公務員全体で10%削減ということで、国税庁も含めた職員の見直しについて現在調整されています。

国税庁発足前の昭和22年に所得税・法人税の申告納税制度ができ、昭和25年に青色申告制度ができたというところで、昭和時代は申告制度の定着が税務署の最大のテーマでした。平成に入ってから消費税の定着がテーマですが、訴訟も多くなっており、それに対応するシステムづくりをしています。

税務署の発足時は「法人税課」と言うような組織制度でしたが、一人の課長が全てを見なければならず効率が悪かったので、昭和46年から税目別の部門制度に変更されました。そして平成元年の消費税導入に伴い、平成3年から納税者別の部門編成に改編されました。

国税庁の責務は財務省設置法に基づき、「内国税の適正かつ公平な賦課、徴収」「酒類業の健全な発達」「税



# 第26回 通常総会 May 23, 2006

理士制度の適正な運営」これらを適正に執行することです。その一端を税務署が担っておりまして、税の適正かつ公平な課税のために、税法の規定に則って適正に税務調査をすることになります。査察の事案については、我々がすぐに出来るわけではなく、国税犯則取締法という法律に則って行います。我々の仕事は常に法律に則って行っているわけです。

次に税務職員像といったものを考えますと、30年前のイメージはよく酒を飲んでいた。おそらくこの時代は飲みすぎて肝臓を悪くする職員が多かったと思います。今は一緒に遊ぶことを好まない人が多いので、スマートではあっても豪快さは失われてしまったと感じます。ストレスを

酒で発散しないから肝臓病は少なくなりりましたが、精神疾患が増えていきます。これは我々の職場だけではなく、民間企業でも同じ傾向ではないでしょうか。もうひとつ30年前と違うのは、女性職員が非常に増えたことです。現在、5万6千人の国税局職員の内13%が女性職員です。採用ベースでは30%超が女性となっています。

## 税務行政を取り巻く環境の変化と厳しい国づくり

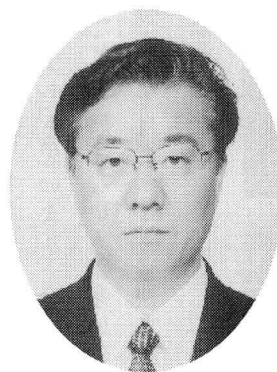
少子化のため人口減少社会をむかえました。現在1億2700万人が21世紀末には半減するだろうと言われています。21世紀中頃には3人に1人が高齢者と言う超高齢社会に突入し、今の日本の姿から相当変わってゆくのだらうと思います。経済のグローバル化が益々顕著になり、国境を越えた取引も増えてゆくでしょう。

消費税の事業者免税点引き下げにより申告者数が相当増えました。これらの対応のために納税環境の整備をする必要があります。国税庁ホームページの活用やe-Taxの普及です。e-Taxについては、2010年までに利用率を50%（現在は04%）に引き上げようということになっていきます。内部事務の基本的見直しをして、2010年には全署で一元化されます。職員減、仕事量増加に対応するために、職員の能力開発と能力向上を図って対応していかなければなりません。

最後に、適正・公正な課税の実現に向けて、我々国税の職場の者も法人会の皆さんも目的は同じところにあるわけですから、多少やりやくくなったと言われていますが、適正に情報を共有し協力し合いながらお互いに努力をしていきたいと思っております。今後とも宜しくお願ひします。

# 着任の御挨拶

# 町田税務署異動のお知らせ



町田税務署長  
田口 雄

残暑の候、社団法人町田法人会の  
会員の皆様には、ますます御清栄の  
こととお慶び申し上げます。

この度の人事異動によりまして、  
町田税務署長を拝命し、国税庁長官  
官房 東京派遣国税庁主任監察官か  
ら参りました田口でございます。前  
任の和氣署長同様、よろしくお願  
い申し上げます。

この多摩南部地域は、近年人口の  
増加も目覚しく、特に町田駅前周辺  
は一大商業地となり、また、自然豊  
かな公園緑地も整備され、住環境に

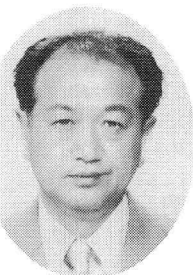
も恵まれ、このような魅力的で活気  
あふれる町田に勤務できますことを  
私自身大変嬉しく思っております。

町田法人会の会員の皆様には、平  
素から税務行政に対しまして、深い  
御理解と多大な御協力を賜り、誠に  
ありがとうございます。

御事業御多忙の中、正しい税知識  
の普及と納税道義の高揚のため、各  
種の税務研修会や講習会をはじめと  
した会員企業へのサービスや道路清  
掃、福祉バザーなどの地域に密着し  
た社会貢献事業を積極的に展開して  
おられ、八木会長をはじめ役員並び  
に会員の皆様の御熱意に、心から敬  
意を表する次第でございます。

さて、我が国の経済・社会情勢は、  
インターネットの普及によるグロー  
バル化の急激な拡大、更に少子高齢  
化の急速な進展など、税務行政を取

つなぐことができました。会員の皆様と特に関わりのある方々を紹介します。



法人課税第3部門統括官  
佐戸 奏



法人課税第2部門統括官  
小池 義雄



法人課税第1部門統括官  
成田 敏美



副署長(法人担当)  
佐藤 幸男



り巻く環境も大きく変化してきており、こうした状況を踏まえ、あるべき税制の構築のための見直しが進められております。

このような中、私どもといたしましては、我が国の税制の大きな柱である申告納税制度が円滑に機能するように、環境変化に的確に対応し、適正・公正な課税の実現と期限内納税の確保に向けて努力していくことが、極めて重要な使命であると考えております。

また、税務行政の現状をわかりやすく説明し、税に関する情報提供のIT化やe-Tax（イータックス）

電子申告・納税システム）等のサービスの提供など、常に納税者の皆様の利便性を念頭に置いた行政の推進につきましても、引き続き努力をする必要があると考えております。

法人会の会員の皆様には、税に対するよき理解者として、また健全な経営者として、今後ともより一層の御支援助と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人町田法人会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝と御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

町田税務署では7月10日付けで定期異動



法人課税第1部門審理担当上席  
城所 幸夫



法人課税第5部門統括官  
北島 忠司



法人課税第4部門統括官  
武江 眞秀

# 電子申告で ビジネス快速！ e-Tax

会社経営の  
効率化をめざして



国税に関する申告・納税が  
インターネットで行えます。

①法人税、消費税、所得税などの申告、  
②源泉所得税をはじめ、すべての税目の納税、③申請・届出等がインターネットで行えます。多忙な時でも税務署に出かける必要がなくなります。もちろん、このサービスの開始届出手続きもインターネットで行えます。

もっと詳しくお知りになりたい方は・・・

「e-Tax」ホームページ

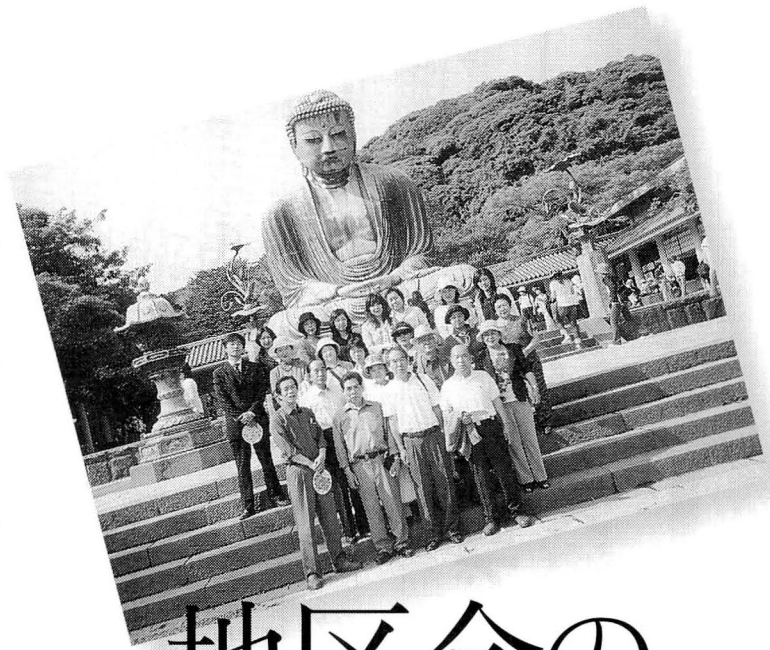
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク

TEL 0570-015901

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

法人会



# 地区会の イベント

## 本町田地区バス研修会 「横浜・鎌倉初夏を満喫」

6月7日、梅雨の中休みのような晴天に恵まれ、23人の参加者で本町田を出発。道路も混むことなく予定どおり目的地三溪園に到着しました。新緑の庭、古民家、色や形の美しい

菖蒲や紫陽花の花、見所いっぱい  
の三溪園は一日か  
かってゆっくり散  
策したい素晴らし  
いところです。

次に中華街での  
広東料理の昼食、  
お腹もいっぱいにな  
ったところで古  
都鎌倉へ。長谷寺  
と鎌倉大仏の散策  
をのんびり楽しみ  
皆さん笑顔、笑  
顔！

帰りのバスの中  
での税金クイズでは、全問正解者が  
7人もいて賞品が足りなくなるほど  
成績が良く、幹事泣かせでしたが一  
日楽しく研修できたと思います。  
午後5時20分本町田着、「次回の  
研修も出席します」の声を聞き解散。  
無事終了しました。

(松浦 正行)

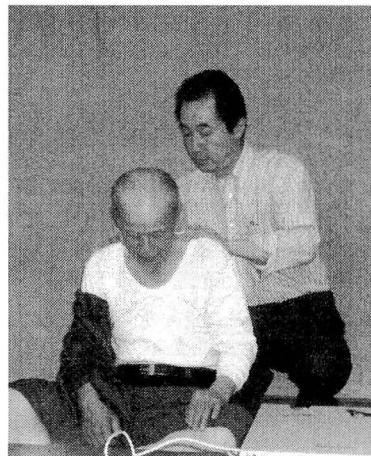
## 鶴川第三地区健康講座

### 「肩こり解消！ツボ療法」

6月14日鶴川市民センターにて、  
今回で5回目になります健康講座を  
開催しました。

最初に肩こりの原因、症状、対処、  
防ぐ食生活等をプロジェクトで見  
ながら解説して頂き、その後先生か  
ら肩こり解消のツボを丁寧にご教え  
頂きました。二人で組んでお互いの  
ツボへの実技、独りで出来るアイソ  
メトリックス等、榎本誠一先生(町  
田市鍼灸師会)のご指導で有意義な  
健康講座が行われました。

(村松 稠敏)



榎本先生よりツボ治療の実演。

## 原町田第二地区ゴルフコンペ 「富士の裾野で楽しいゴルフ」

6月14日、今年も往復貸切バスで富士山を眺めながらのゴルフコンペ。特別ゲストに賞品提供だけでなく八木会長にも参加頂き26名でのコンペとなりました。

爽やかに、でも勝負がかかっているのが入りながら、それぞれのプレーが終わり表彰式&懇親会。今



プレゼンターの江成さんと優勝の平本さん。

日の結果を待ちながら話も弾み懇親が深まった頃、いよいよ表彰式です。やはり何といっても平本達哉さんがグロス82で優勝。各賞の発表がありそれぞれ賞品を手楽しく和やかなコンペが終了となりました。

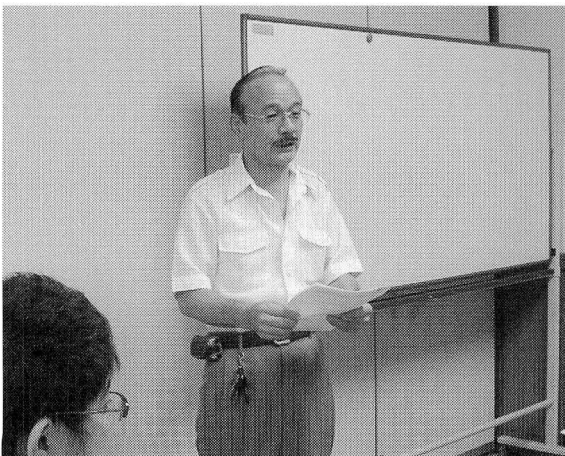
(細野 敏雄)

## 木曾地区税務研修会 「法人税関係法令の改正の概要」

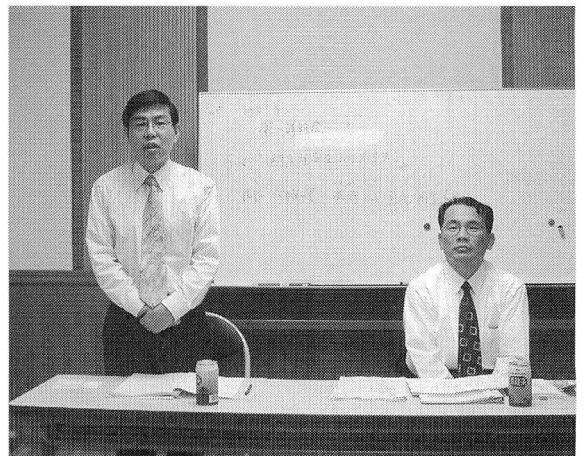
8月2日忠生木曾会館において、武江統括官と城所上席にお越し頂き、24名の参加者で税務研修会を開催しました。

今回は「18年度税制改正のあらまし」と題し特に法人税関係について事例を交えながら詳しく説明して頂きました。また土地の評価や木曾地区の路線価の話も解り易くして頂き、とても有意義な研修会となりました。

(山口 謙二)



福祉バザーの品物提供を研修参加者に呼びかける山口地区会長。



武江統括官と、着任されたばかりの城所上席。

# 地区会の イベント

EVENTS

相原地区バス研修会  
「湖畔を彩る花火に  
酔いしれて」

夏真っ盛りの8月5日、何もしなくとも汗が流れ落ちるような午後2時、44名を乗せたバスは河口湖に向けて出発しました。早速中島地区会

長、田中副会長の挨拶の後、差し入れのラッテのアイスや飲み物、漬物などが配られ、一息付いて税金クイズです。真剣に取り組んでいる内に富士急ハイランドが見えてきたので答え合わせ。10問中8問正解者が一人という結果で少し難しかったようです。

河口湖に着きまず赤富士ワインで見学と試飲。それからホテルへ向かい夕食までは湖畔を散策したり、お風呂に入ったり自由時間を過ごしました。ゆっくりと懇親を図りながら夕食を済ませ、湖畔の特等席で花火大会の時間を待ちました。陽もどっぷり暮れ風も涼しくなってきた頃、湖畔からヒュルヒュルとまず一発目。空一面に広がる大きな花火やカラフルな花火、湖の上を孔雀の羽の様に広がる花火にナイアガラの滝、1時間半の時間が夢の様に過ぎ去りましたが、残像をしっかりと胸にしまいつつ帰途に着きました。

(平井 明)



花火に酔いしれる相原地区会の皆さん。



## 青年部会 ● 見学研修会 『時速500キロを体験！ 超伝導リニアモーターカー』



走り出す直前のワクワク感。

# 部会 便り

今

回、青年部会の見学研修会が

〈超伝導リニアモーターカーの試乗〉

と聞いて、私は何が何でも参加しよ

うと思っていました。東京オリンピック

の2年前から研究が開始された

リニアモーターカーは、子どもの頃

はいつ現実するのか？と夢を膨らま

せ21世紀の乗り物として未来予想図

に描いた記憶もあ

ります。その頃の

夢は、鉄道技術や

土木工学の観点か

らも興味は絶大で

した。

5月18日の午

前、参加者41名を

乗せたバスは中央

道の大月インター

を降りて山梨県立

実験センターに到

着しました。超伝

導技術の概要を、

モニターを見なが

と順番に試験車両に乗り込みまし  
た。車内は左右2席ずつのシートが  
並んでいて、狭い空間はミニジェツ  
トと言った感じでした。

ドキドキしながら待っていると車  
体はゆっくりと動き出しました。ト  
ンネル区間が長いいため、車窓の景色  
は期待できません。乗客の視線は自  
然と車内のモニターと速度計に集中  
しました。モニターには、車両先頭部  
に取り付けられたカメラからの映像  
が映し出され、微妙に体がシートに  
押し付けられる感覚を感じました。

何の抵抗もなく時速150キロまでい  
くと車両が浮上し、後はあつと言う  
間に時速400キロに到達。想像より安  
定した乗り心地で折り返し地点。そ  
して今度は逆方向へ時速500キロで走  
行が始まりました。同じ様に速度計  
を注視していると、車両が浮上して  
からあつという間に時速500キロが表  
示されました。乗り心地は、摩擦音  
というのか、空気抵抗の様なもの  
を感じる。が会話には影響ない程度でし

# 部会 便り

た。トンネルを抜け、明かり区間に入ると、目に映る景色の流れる速さは今まで経験の無いものでした。新幹線のぞみの約2倍、1秒間に約140メートルも移動する経験は感動に値するものでした。

僅か10秒足らずの出来事に酔っていると、再びトンネルに入り、時速300キロまで減速した時には止まっているのかと錯覚しました。一時は、夢の産物と酷評もされたリニアモーターカー。今回自分は試乗を体験しましたが、次世代とは言わない近い将来、実用化することを強く望みます。



広い地下倉庫には、個人名義のワインも貯蔵されていました。

試乗体験のあと、勝沼でのバーベキューの昼食、ワイン工場見学と進み、童心に戻った一日は充実したものでした。企画から現実までご苦労された役員や関係者の方々に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

(神蔵 信幸)

**HP** 時速500キロで流れる車窓の風景を  
ホームページで放映中

インターネット・町田法人会のホームページで公開しています。

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>

(フोटアルバムからどうぞ。)

## 青年部会 ● 社会貢献事業

### 『豊かなまちづくりに貢献』

### 境川クリーンアップ作戦に参加』

7月30日快晴の日曜の午前、第6回境川クリーンアップ作戦が実施されました。青年部会は4回目の参加になりますが、今回は実行委員長を荒江部会長が務め、同委員会の事



ワインとBBQで懇親を深める参加者。

務局も担当することになりました。

当日の清掃担当区域は「下森橋」から「幸延寺橋」の間で、サイクリング道路にはゴミは少ないものの、目の届きにくい植え込みの影や土手



25年目の歓びを語る坂田女性部会長。

## 女性部会・総会 『25年目を迎えて 記念誌を発刊』

去る5月16日、ザ・エルシイ町田において和氣署長、八木会長、三橋副会長をはじめ、多くのご来賓の皆様のご臨席を仰ぎまた大勢の部会員の方々にご出席頂き、第25回女性部会定時総会の全て

の議案についてご承認を頂き無事終えることができました。年間行事の中でも講習会は毎回女性ならではの企画で、多くの方の興味を引き多数の参加を頂いております。昨年7月にはガーデンングの寄せ植えに挑戦し、講師のちよつとしたアドバイスで、自分で植えた草花が生き生きと長い期間目を楽しませてくれました。

第2部の懇親会に入り、今までの

の草むらの中には自転車が投げ込まれていました。気温はみるみるうちに上がりましたが、川の清掃作業でいい汗をかき、心が豊かになる気分を満喫できました。

ゴールのせせらぎ公園で閉会式が行なわれ、協賛企業や東京都から提供された記念品が手渡されていました。参加者は、境川流域に暮らす町田市・相模原市の人々を中心に500名。回収されたゴミは1000kgを超えました。

境川クリーンアップ作戦と聞くと川の清掃作業が目的と受け止められますが、この事業の目的は（まちづくり）だと、事務局として関わることで実感しました。境川を媒体として、流域に暮らす人々のコミュニケーションを育て、地域に関心を持ってもらう。安心・安全なまちづくりや人と自然が調和した暮らしやすいまちが実現できればと思います。

（中島 良彰）



清掃をとおした〈まちづくり〉として発展を願います。

# 部会 便り

足跡が一杯詰まった記念誌をご披露させて頂きました。本年度は昭和57年に婦人部会として発足以来25年目を迎えることができ、これも一重に税務当局はじめ関係各位のお陰と感謝いたしております。歴代部会長や先輩の方々、会員の皆様と過去を振り返りつつ美味しいお料理を頂きながら懇親を深めました。

第3部講演会は、市内在住の森山兼光氏を講師にお迎えし町田の歴史



女性部会の総会でご来賓の皆さん。

から町田市の遷り変わり、市内各地の地名の由来、そして珍しい姓字の読み方などお話しされ、有意義なうちにも楽しい一時を過ごし散会しました。

(坂田 弘子)

## 『女性部会・ナチュラルエクササイズ講習会 10才若返りリフレッシュ!』

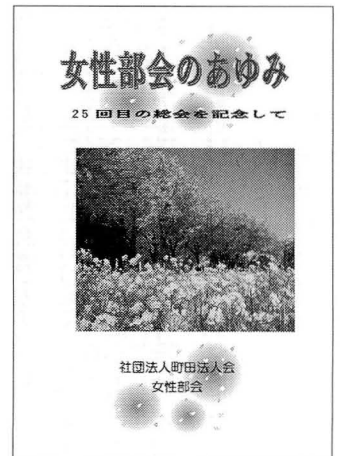
7月11日、梅雨の明けきれぬ中「10才若返る自然運動」と題し、誰にでも簡単に出来るエクササイズに挑戦しました。暑い日にもかかわら



ボールエクササイズでリフレッシュ。

ず35名の参加申込があり、十分な広さと冷房の良く効いた八千代銀行町田支店にて坂田部会長の挨拶から始められました。「女性にとって若さと健康は美しさを保つために何より大切です。そしてそのための努力が必要です。皆さん怪我のない様正しく指導を受けましょう」

早速安元先生より自己紹介を兼ねながら、運動の効果や加齢と共に少しずつ変わっていく女性の体形の話など解り易く説明して頂きました。初めは体をほぐすストレッチ。軽快なリズムに乗りながら自然にできて





しまうのが何とも快く、少しオーバーな表現をすると体の中の血液が小川の流れるようにサラサラと音を立て段々と熱くなってくる感じになりました。

ボールを使ったエクササイズでは、両膝に挟んだり、腰・背中にあてたりして無理なく楽しくレッスンを受けられました。人生の曲がり角になりましたと明るく話される安元先生は、どう観てもお若くお元気で女子大生と言っても信じられる位で

す。次第に私達も先生の世界に引き込まれ体が軽く感じられる様になりました。

最後に足のツボを刺激するマッサージの方法も教わり、10才若返った(気分?)でお茶・お菓子を頂きながら話も弾み、青戸副部会長の「初めての試みで心配もありましたが、ケガもなく皆さんに喜んで頂けて良かった」との挨拶でお開きになりました。

(三沢 靖代)

## 源泉部会・税務研修会 『源泉所得税の 基礎と改正点』

7月19日法人会事務局において17名の参加者で第1回税務研修会を行いました。着任早々の小池統括官より丁寧の説明して頂きました。

### 1、源泉所得税の基礎と改正点

平成18年の源泉徴収のしかたを重

**HP**  
会報88号に掲載  
小倉監督の講演会ライブラリーを  
ホームページで放映中

2月17日、青年部会・女性部会の合同で開催した公開講演会「夢・感動・ふれあい―青少年とどう向き合うか」(講師・日大三高野球部監督・小倉全由氏)をインターネット・町田法人会のホームページで公開しています。

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>  
(フォトアルバムからどうぞ。)

点的に、適用開始年が18年と19年の場合の違いを盛り込んで説明して頂きました。期日・期間が重要なポイントです。

### 2、e-Taxについて

電子申告・納税システムe-Taxの取扱い方法を紹介したビデオを見ました。自宅や事務所に居ながらにして申告や納税ができます。ぜひ会員企業の皆様には、e-Tax採用をご検討ください。

(大沢 秀孝)



e-Taxの利用を呼びかける大沢源泉部会長。

# 委員会の活動 ACTIVITY

## ● 社会貢献特別委員会の活動報告

### 東法連研修会で当会の道路美化活動を発表 東法連広報誌により広く紹介されました

3月2日、東法連（東京法人会連合

東法連の研修会で事例発表をする守屋専務理事。

会）主催の地域社会貢献研修会が、傘

下法人会の関係者約150名が参加して、中野サンプラザで開催されました。町田法人会からも八木会長はじめ田中副会長・村松社会貢献特別委員長など4名が参加しました。

町田法人会は年間七つの（地域社会貢献活動）を実施していますが、ここでは「東京ふれあいロード・プログラム」みんなで育てる東京の道々」について発表致します。

当日は社会貢献活動の事例発表として、当会が実施している道路美化活動「東京ふれあいロード・プログラム」みんなで育てる東京の道々」について、守屋専務理事が説明を行いました。その概要は次

この事業は、東京都と町田法人会が協力して道路の美化活動を推進し、道路利用者の倫理の向上と親しみの持てる道路空間の創出（まちづくり）を目的としています。具体的な活動は月に2回の清掃などで、これを20の地区会と2つの部会が順番で行ないます。暑い日も寒い日もあり、清掃に携わっている会員の方々には

大変なご苦労をお願いしています。

道路美化活動が社会貢献活動のひとつとして採用された経緯は、3代目会長三橋忠正氏が他界された際、ご遺族から会に寄付された資金（三橋基金）が、その後見直された公益法人の指導監督基準により内部留保の問題が発生したこともあり基金は取崩すこととし、その用途は、原町田地区の都道開通を記念して世に永く残るものとして石造彫刻・モニュメントを寄贈しました。このことに併せて、東京都と協議を重ねた結果、本制度を社会貢献活動として実施することになりました。この制度は、東京都から1年ごとに認定され、協定を結んでいきます。

この事例発表は、東法連ニュース4月号でその要旨が掲載され、当会の地域社会貢献活動に取り組み様子が広く紹介されました。

## 道路美化活動が評価され東京都より表彰 東京都の道路功労者表彰

去る8月10日、東京都庁の都民ホールで執り行なわれた「2006道の日表彰式」に於いて、東京都建設局長より表彰されました。

これは、当会が実施している道路美化活動で、各地区会・部会が永年にわたり活動に協力していることを高く評価されたものです。

この表彰は東法連傘下の49単位会の中でも初めての受賞であり誠に光栄であります。法人会が、公益法人として活動していく中で、社会貢献活動はますます重要な事業になると考えますので、これを契機に道路美化活動が引き続き活発に推進されますよう関係各位のご協力をお願い致します。

## 組織委員会の活動報告

### 増強目標を

### 各地区会10社に！ 本年度の会員増強 運動方針が決まる

7月7日に開催された組織委員会で、本年度の会員増強運動の基本方針が採択されました。ここ数年、加入者数を退会者数が上回り会員数の減少は続いています。地区会は、地域の特性を活かして勸奨方法を見直し、「役員は1社でも多く勸奨に回しましょう」と確認されました。

#### 1 増強スローガン

「めざせ10社」：各地区会の増強目標を10社としました。

#### 2 決起大会を地区会別に開催：

勸奨方法は地区会の実情に合わせた方法を検討し、地区会員の決意を固めるため、会員増強決起大会を地区会ごとに開催します。

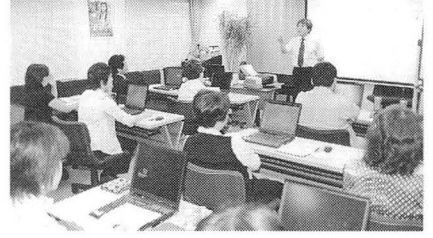
#### 3 会員増強報奨金制度を見直す：

会員増強の結果で地区会に交付する報奨金を見直しました。増強活動の進捗状況で交付額が上積みされることにより、より意欲的な勸奨活動を期待するものです。

## 研修委員会の活動報告

### パソコン講座を復活 簿記講習会も好調に 日頃の疑問にも 対応する講師陣

法人会の講習会は、会員企業の現場で活かせるテーマを探りながら講習内容の検討をしています。平成18年度も、初夏の講座として実務簿記



講習会と新たにパソコンセミナーを  
実施しました。

簿記講習会は、簿記の基礎知識の  
習得を目的とし、仕分から財務諸表  
(決算書)の作成と見方まで実務レ  
ベルで役立つ内容です。

講師には東京税理士会町田支部所  
属の中山先生が担当され、日頃会計  
処理で迷ったことや疑問点も気軽に  
質問でき好評でした。

講義でのアドバイスは専門用語を  
理解できるチャンスです。税理士に  
任せっきりではなく、税理士が何を  
言っているのか理解するためにもこ  
の講習会が役立っています。

## パソコンセミナー

『今更聞けない!』  
こんな時どうするの?』

初心者の方から、パソコン歴の長  
い方も受講できるような4講座を開  
催しました。

講師は面白おかしく講義をされ受  
講者を飽きさせないで引き込んでし



天竺先生の楽しいパソコンセミナー。

まう天竺先生でした。受講された方  
の感想を紹介します。

6月13日 14:00

【超初心者向け】6名参加

◎まず文書作成。なかなか覚えられずひ  
とつ聞いて、ひとつ忘れてですが楽し  
い講義でした。

6月13日 18:00

【POP広告チラシ作成】12名参加

◎商品知識を深めて活用したい。

6月14日 14:00

【インターネット、メールの基礎】7名参加

◎思ったほど難しくないの、インター  
ネットなら何とか使いこなせそうです。

6月14日 18:00

【初心者向けアクセス】7名参加

◎年内には自分で住所録くらいは作りた  
いと思います。

## 第34回 実務簿記講習会

6月1日から7月27日(9回)  
延べ参加数104名

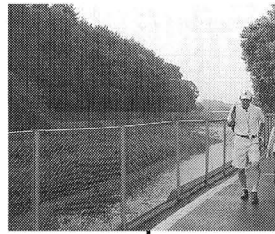
修了者名簿(10名 敬称略)

大木 栄二	CAPITAL MANAGEMENT(有)
三好 孝章	五陽建設(株)
村田 淳一	(株)タナベ管材
藤田 幸子	(資)ハンドー
半藤 正子	(資)ハンドー
伊藤かすみ	(株)プレシア
三浦 賢之	(有)泰山社
三浦富美江	(有)泰山社
下平 昭仁	(有)ルートウエル
関 多恵子	(有)タウ総研

### ●受講者の声

- ◎もうすぐ決算なので、貸倒引当金の用  
い方など参考になりました。
- ◎学校で教わった「簿記」と違って、実  
務的で教科書には載っていない部分も  
分かりやすく、勉強になりました。(5  
回目)
- ◎今日はチームを組んで仕訳の問題に取  
組みました。コミュニケーションも取  
れたし、仕訳の理解度も高まったので  
とても楽しく勉強できました。(6回目)

# 委員会の活動 ACTIVITY



## ● 広報委員会の活動報告

### 『歩いてわかる新発見！取材日記』 ◆今・昔のある町鶴間◆

7月15日梅雨最中の暑い日、午前中は快晴でしたが空の気まぐれで町田を出発する2時30分頃には大雨。でも集合場所の町谷原に到着する頃には雨も小止みになり、歩くには最適でしたが、南第一小学校の横を通り過ぎた頃また大雨になってしまい、はす向かいのつるま甘納豆本舗さんで傘を借りるつもりで店内に。ラッキーなことに特売日だったので思わず面白い物に夢中になってしまいました。特にいも二種類の甘納豆は最高のお勧め品です。



鶴間せせらぎ広場で一休み。

ヶ谷戸取水堰の跡地に出ました。この辺の境川はくねくねと蛇行していたのを、1970年頃一直線にする河川工事がなされ鯉が悠然と遊いでいました。

グランベリーモールの横の緑道は横浜水道道と呼ばれ、近代水道創設時の鉄管や獅子頭共用栓が復元設置されています。次に旧246号線沿いの圓成寺を見学、寺の裏手には一里塚があり庭の銀杏が時を継ぐ番人として脈々と静かに鎮座していました。

鶴間は相模野台地上にあって町田市最南端に位置し、2時間たっぷり歩き様々な発見に出会えました。より良いまちづくりには歴史を語り継いで一層の発展を願って止みません。

(吉川 良子)

より熊野神社へ。熊野神社は伊弉諾イサノノミコト、伊弉冉尊イサナノミコトが祀ってあり熊野三山神社の参詣のための講舎が出来ていて、その講中かんじゅうが寄進して勧請したものでした。

次に境川に架かる大きな半円形の水道管を右に見て、しばらく歩き大



復元された1883年当時の獅子頭共用栓。

## ● 会報編集委員が推薦する東法連研修ビデオの紹介

「見直そう 仕事の気配り・職場のマナー  
そこが迷惑・失礼・不愉快のもと!」②  
お客様への応対 電話・接客をチエック!」

色々あるビデオの中から今回はビジネスマナーをテーマに選んだわけですが、自分でも気を付けているつもりが、知らず知らずに相手を不快にさせているのでは……との思いから借りました。

### ①「なかなか電話に出ない」

誰かが出るだろうと自分の仕事に優先しがちで、結局自分が出る時はお客様をいらいらさせてしまっています。何を差し置いても自分が出る!という姿勢が大切。

### ②「元気の無い電話対応」

肘をつきながらや、俯きながら話す声がかもりがちになっていました。胸を張って笑顔で元気良く!

### ③「心のこもっていない電話対応」



PHPビデオセミナー 見直そう仕事の気配り職場のマナー2

クレーム電話の応対はまず謝るところが基本。また謝りながら事情を聞き出す。見えていなくても頭を下げる位の動作をする!

### ④「不親切な取次ぎ」

説明を受けてから担当者に代わり

また同じことを言わせられたら相手はそれだけで気分が悪くなります。受けた者はしっかり担当者に説明してから引き継ぐ!

### ⑤「失礼な言葉使い」

言い訳や開き直りは相手に良い印象を与えません。「ですが……」「そんなはずは……」お客様と喧嘩しても百害あって一利無し!

### 【観て改めて】

電話は、声だけのやり取りです。言い方で相手を如何様にもさせてしまいます。逆に自分がいい加減な応対に腹を立てたこともありました。そうさせない様に、背筋を伸ばして笑顔での応対をして行かなければ、お客様は離れて行ってしまいます。改めて気を引き締める思いをさせてもらいました。

(田中 健祐)

# 俳句の集い

(株)宝永堂 三橋 國民

本表紙画「散華の風に」

密林の土くれ光りしままの盆  
盆の月映して散りし兵士あり

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

黒揚羽花舗の緑に反転す  
穩れ住む落人部落沙羅の花

(有)理容ひかる 眺 ハツエ

紫陽花の寺に詣でる京の夕  
京の夏舞子揃ひのあで姿

(有)うちだ 内田 正子

カルメンの紅きバラ売るパリの朝  
梅雨寒や千恵子の空を語りし日

神蔵興業(有) 神蔵 玉江

百年の月日の流れ今日五月  
(三笠鑑見学)

新緑の出雲の杜に二人旅

(有)シマノ 島野 好子

信濃路の代田に映る雲迅し

新樹光参道に降る鳥の声

(株)千石屋 高橋 初枝

下校の子夢が広がる虹の橋  
夕立にざわめく木立猛る川

(有)すずかけ商事 友井 好

蒲公英の絮飛ぶ今日の日和かな  
散る花にせつなき思ひ春の宵

白井産業(株) 白井 照子

花散りて葉桜ゆれる風の音  
種落し新芽のじゅうたん雪柳

(有)細野興産 細野 佐知子

目無しかご露のしたたる夏野菜  
著我咲きて絹ずれの音風そよぐ

(株)ファミポリーング 中村 トセ子

矢車草群れて古代へ手招きす

夏嵐恐竜のごと川吠ゆる

(有)高梨肉店 高梨 ナラ

頼らるることも勵みの夏の風

青葉燃ゆ両の箱根路清清し

(株)マツヤマ 東條 節子

創業の同志の集ひ七変化  
亡天植ゑし桜蕊降る今朝の庭

富士交通(有) 吉川 良子

夕映えてほほけし茅花荒廢地  
雨の日は夢遊人なり五月尽

(株)堤組 堤 敏子

前むきに歩む身構え夏帽子

葛ざくら祖より受継ぐ紺暖簾

短歌・俳句をお寄せください。ご寄稿には、事務局宛てご一報ください。次回の発行は12月の予定です。

# 町田税務署からののお知らせ

## 平成18年度法人税関係法令の改正の概要

平成18年度税制改正において、会社法制定に伴う整備などを盛り込んだ法人税関係法令の改正が行われました。主要な項目は次のとおりです。

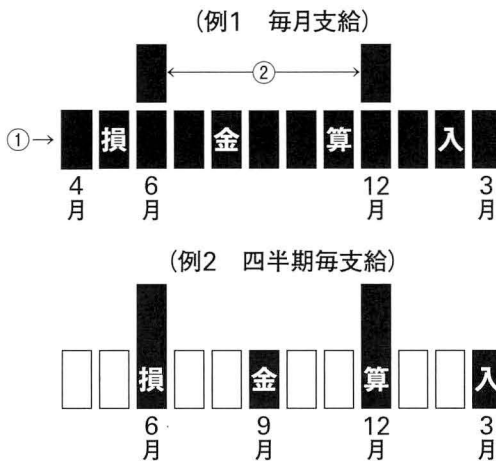
### 役員給与について 損金算入される範囲の見直しが行われました。

◎ 法人がその役員に対して支給する給与(退職給与等を除きます。)について、損金算入されるものの範囲は、次に掲げる給与とされました。

- ① 支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である給与(定期同額給与)
- ② 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で一定の要件を満たすもの(事前

### 確定届出給与)

★ その給与に係る職務執行開始日と当該事業年度開始の日の属する会計期間開始日から3月を経過する日とのいずれか早い日までに、納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合に限られます。



- ③ 同族会社に該当しない法人が業務を執行する役員に対して支給

する利益に関する指標を基礎として算定される給与(利益運動給与)

(注) 1. 上記に該当する役員給与であつても、不相应に高額な部分の金額及び事実を隠ぺいし又は仮装して経理することにより支給するものについては、損金の額に算入されません。

2. 平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◎ 特殊支配同族会社が業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないこととされました。

ただし、特殊支配同族会社の基準所得金額が一定の金額以下である事業年度については、適用されません。



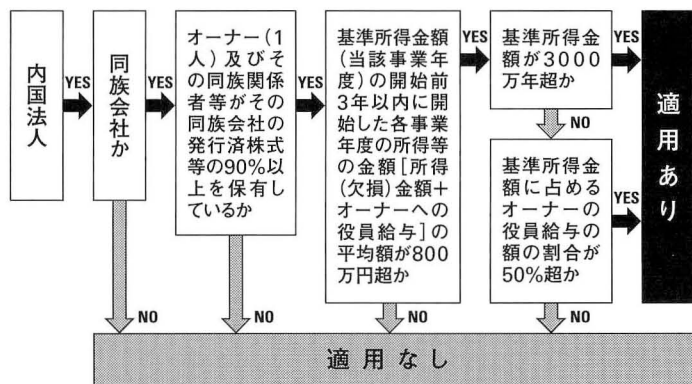
★ 特殊支配同族会社とは、同族会社の業務を主宰している役員（業務主宰役員）及びその役員と特殊の関係にある者（親族等）が発行済株式の総数の90%以上を保有し、かつ、業務主宰役員及びその役員と特殊の関係にある常務に従事する役員の総数が常務に従事する役員の総数の過半数を占める場合等その同族会社をいいます。

★ 基準所得金額が一定の金額以下である事業年度とは、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は連結事業年度（基準期間）の所得金額若しくは欠損金額又は個別所得金額若しくは個別欠損金額及び業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額（平均額）が①年800万円以下である場合の当該事業年度、②年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が50%以下である場合の当該事業年度をいいます。

なお、新設法人等で基準期間がない特殊支配同族会社にあつては、当該事業年度の所得金額又は欠損金額及び事業主宰役員給与額などを基礎として計

算した金額（当年度基準所得金額）を元に判定します。

（注）平成18年度4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



◎ 交際費等の損金不算入制度について  
改正が行われました。

◎ 交際費等の損金不算入制度につ

いて、損金不算入となる交通費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます）が除外されました。

（注）平成18年度4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◎ 中小企業者等の  
小額減価償却資産の取得価額の  
損金算入制度の見直し

◎ 中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度について、当期に取得等をした小額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産が対象から除外され、適用が2年間延長されました。

（注）平成18年度4月1日以後に取得等をする小額減価償却資産について適用されます。

■ 改正内容の詳細や具体的な適用関係についてのご質問は右記まで

# 「雇ったら、入る。—労働保険—」

## ハローワークから労働保険のお知らせ

10月は、労働保険適用促進月間です。

労働（雇用・労災）保険は、一人でも従業員を雇っている場合、従業員の意志や雇い主の意志にかかわらず、加入が義務付けられている強制的な保険です。

正社員の方だけではなく、パートタイマーの方等についても一定の要件を満たした場合、雇用保険に加入することとなります。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、早期に手続きを行ってください。

また、事業主や従業員を雇わないで一人で事業を興している方等が労災保険に加入できる「特別

加入」制度もありますので、ご検討ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

### ▽雇用保険

町田公共職業安定所（ハローワーク町田）

雇用保険課 適用係

電話 042-732-7398

<http://www.machida.hello-work.jp>

### ▽労災保険

八王子労働基準監督署町田支署

電話 042-724-6881

6月末に少子高齢化の人口減少時代に突入したと報道された。いずれは訪れるとは思っていたが早く到来した。高齢者割合（65歳以上）が21%に、15歳未満が13%となり世界最低に落ち込んで、急ピッチで変わる人口構成の影響が社会のあちこちで影を投げかけていると報じられた。自分を振り返った時、働きながらの子育てがどんなに大変な事か。孫と生活しながらも若夫婦と私が常勤で働くのは、毎日が綱渡りの様なことで、急な病気の時は都合の付く人が時間を切ってバトンタッチする。忙しく働いて12年、孫3人は何とか育ってくれたと思ったときは、私は高齢者の仲間入りをしていました。高齢者の体力、智力の低下と子どもの育成を同時に体験できた今、国の政策が遅すぎる事を感じながら、これからの子ども達に明るい未来の方向付けを早く示して欲しいと思っています。

（宮 和子）

## 編集 後記

発行人●(社)町田法人会 会長 八木 要 編集人●(社)町田法人会 広報委員会

東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 042(726)2453 FAX: 042(724)5853

町田法人会ホームページ <http://www.hojinkai-machida.or.jp>

Eメール [official@hojinkai-machida.or.jp](mailto:official@hojinkai-machida.or.jp)

東法連・都内法人会の会員専用ページ ユーザー名: tohoren パスワード: 0771

本紙掲載の記事、写真の無断掲載を禁じます。

法人会会員のみなさまに

# 法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型<sup>21</sup>R

大同生命の無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）  
AIUのグループ傷害保険

小さなコストで  
大きな保障。



企業と経営者の

ための合理的プラン。

## ●割安な保険料

無配当保険のため配当金はありませんが、その分保険料は割安になっています。  
また、法人会会員向けに割安な料率を適用しています。

※ この制度は法人会会員のみご加入できる制度です。制度へのご加入・継続に際しましては、法人会会員であることが必要です。

## ●さらに充実の割引制度（大同生命）

### 高額割引制度

ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合、保険料を割引きます。  
5,000万円以上の場合、さらに割引きます。※1

### 健康体割引特約

ご契約（更新）時の健康状態や、契約年齢および保険金額などが大同生命所定の基準を満たした場合、保険料を割引きます。非喫煙者の場合は、さらに割引きます。※2

この保険は配当金のお支払いがありません。また、この保険には解約払戻金および満期保険金はありません。

※1 保険金額の減額等により上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

※2 「健康体」とは大同生命所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、割引適用の基準に該当しない方が健康でないということではありません。  
ご契約の更新にあたり、健康体割引は告知・診査を省略しての「自動更新」のお取扱いはいたしません。

## ●充実の保障をプラス

損害保険セットならではの幅広い保障（AIU）

事故による休業保障や入院・手術、通院などさまざまな保障が選べます。

引受保険会社

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

多摩支社 町田営業所/町田市中町1-1-16 (東京建物町田ビル8F)  
TEL 042-722-5756



AIU 保険会社

西東京直営支店/八王子市旭町10-3 (安嶋中央ビル3F)  
TEL 0426-48-3551

○ご検討・ご契約にあたっては、設計書（契約概要）・重要事項のお知らせ（注意喚起情報）・ご契約のしおり 約款を必ずごらんください。

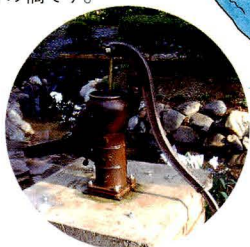
F-18-1014 (平成18年4月27日) U-6133

# 歩いてわかる新発見<sup>16</sup>

町田にこんなところ、あったの？

## 鶴間・南町田コース

[2km・1時間30分]



国道246号線をはさんで向かいあっている織姫と彦星。



スタート

- 町谷原
- 常楽寺
- 八坂神社
- 熊野神社
- 鶴間公園
- 鶴間せせらぎ広場
- 近代水道創設時の鉄管
- 銀河歩道橋
- 獅子頭共用栓
- 圓成寺
- グランベリーモール
- 南町田駅

ゴール

